

議案第4号

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行
に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2021年5月7日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

玉川学園駅前連絡所において図書館資料に係る事務を実施することに伴い、当該事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、及び図書館資料に係る事務を補助執行させる職員を見直すことに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

玉川学園駅前連絡所において図書館資料に係る事務を実施することに伴い、当該事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、及び図書館資料に係る事務を補助執行させる職員を見直すことに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 図書館資料の予約の取次ぎ等に関する事務を補助執行させる職員に市民部市民課長を加えます。(別表第2関係)
- (2) 図書館資料の予約の取次ぎ等に関する事務を補助執行させる職員のうち市民部南市民センター南町田駅前連絡所長を市民部南市民センター長に改めます。(別表第2関係)

3 施行期日

令和3年5月24日から施行します。

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部
を改正する規程

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程（平成15年3月町田市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
	補助執行させる事務	補助執行させる職員		補助執行させる事務	補助執行させる職員
略	略	略	略	略	略
3	図書館資料の予約の取次ぎ及び引渡し並びに返却される図書館資料の受取に関すること。	市民部市民協働推進課長、 <u>市民部市民課長</u> 、 <u>市民部南市民センター長</u> 、市民部小山市民センター長及び子ども生活部児童青少年課長	3	図書館資料の予約の取次ぎ及び引渡し並びに返却される図書館資料の受取に関すること。	市民部市民協働推進課長、 <u>市民部南市民センター南町田駅前連絡所長</u> 、市民部小山市民センター長及び子ども生活部児童青少年課長
略	略	略	略	略	略

附 則

この規程は、令和3年5月24日から施行する。